

交通事故傷害保険 ご契約のしおり

ご契約者の皆様へ

この「ご契約のしおり」は交通事故傷害保険契約についての大切なことから記載したものです。ご一読のうえ、保険証券と共にご保管くださいますようお願いいたします（なお、ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は内容を被保険者にご説明いただけますようお願い申し上げます。）。

もし、おわかりにくい点、お気づきの点がありましたら、ご遠慮なく代理店または弊社にお問い合わせください。

また、添付の保険約款もあわせてご確認くださいませようお願いいたします。

事故受付
サービス

安心電話待機中!

東京海上日動安心110番
*
1 1 0

「フリーダイヤル」

☎0120-119-110

暮らしに関する無料
相談サービス

介護・健康に関するご相談から
暮らしのインフォメーションまで

デイリー
サポート

「フリーダイヤル」

☎0120-285-110

● 目 次 ●

I	クーリングオフについて	1
II	交通事故傷害保険の内容	2
III	ご契約の際のご注意	6
IV	ご契約後のご注意	7
V	事故が発生した場合におとりいただく手続き	8
	〈交通事故傷害保険普通保険約款および特約〉	9
	〈東京海上日動のお客様向けサービス〉	48
●	この約款・特約に記載されている「午後12時」とは24時間表記でいう24時をさします。	

● 代理店の役割 ●

代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

ご契約の代理店にご契約者の皆様のご契約状況を常に承知いたしております。ご契約内容についてのお問い合わせ等にご契約の代理店または弊社にお申し出ください。

I クーリングオフについて

クーリングオフとは、ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解約*1ができる制度のことをいいます。

*1 ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

クーリングオフできる場合

保険期間が1年を超えるご契約が対象です。ご契約者がご契約を申し込まれた日またはクーリングオフ説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて**8日以内(消印有効。普通便で可。)**であれば、ご契約のお申込みの撤回または解約(クーリングオフ)を行うことができます。

なお、既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、ご契約者がそのことを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

クーリングオフの方法

上記期間内(8日以内の消印有効)に弊社あてに必ず郵便にてご通知ください(右の<記入例>をご参照ください。)

ご契約を申し込まれた代理店では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください。

<記入例>

下記の保険契約を クーリングオフします。	郵便はがき
申込人住所	<input type="checkbox"/>
氏名 (印)	100-0004
電話 自宅 ()	ク 東京 東京都千代田区大手町2-6-2
勤務先 ()	ー 東京海上日動火災保険株式会社
・申込日:	リ 東京海上日動
・保険種類:	ン 事務アウトソーシング(株)内
・証券番号*2:	グ オフ
(領収証番号*3:)	受 係
・ご契約の営業店:	付 行
・ご契約の代理店:	

*2 申込書控の右上に記載しております。

*3 保険料領収証の右上に記載しております。証券番号が不明の場合にご記入ください。

ご返金について

クーリングオフされた場合には、既に払込みいただいた保険料は、速やかにご契約者にお返しします。また、弊社およびご契約の代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。ただし、ご契約者からのお申出によりご契約を解約される場合は、始期日からご契約の解約日までの期間に相当する保険料を日割で払込みいただくことがあります。

クーリングオフできない場合

以下のご契約は、クーリングオフできませんのでご注意ください。

- 保険期間が1年または1年に満たないご契約**(自動継続特約をご契約いただいた場合を含みます。)
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または法人でない団体・財団等が締結されたご契約
- 通信販売特約により申し込まれたご契約
- 金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約(保険金請求権に質権が設定されたご契約等) 等

II 交通事故傷害保険の内容

1. 保険金お支払いの対象となる事故

交通事故傷害保険は、被保険者（保険の対象となる方）が「交通事故」および建築物または「交通乗用具」の火災により被った「傷害」に対して保険金をお支払いする保険です。

⇒普通保険約款第2条（P.9）

● 用語のご説明 ●

1. 「交通事故」とは、次の(1)～(3)の事故をいいます。

(1) 運行中（交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。以下同様とします。）の交通乗用具に搭乗していない場合に次に掲げる事故

- ① 運行中の交通乗用具との衝突・接触等
- ② 運行中の交通乗用具の衝突・接触・火災・爆発等

(2) 運行中の交通乗用具に搭乗しているとき、または乗客（入場客を含みます。）として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（改札口の内側をいいます。）にいたるときに被った「急激かつ偶然な外来の事故」

(3) 道路通行中の被保険者（保険の対象となる方）が被った次に掲げる事故

- ① 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からのものの落下
- ② 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
- ③ 火災または破裂・爆発
- ④ 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等

2. 「急激かつ偶然な外来の事故^{*1, 2}」とは、次のとおりです。

(1) 「急激」とは、いいかえれば突発的に発生することを意味します。傷害の原因としての事故が緩慢に発生するのではなく、原因となった「事故」から結果としての「傷害」までの過程が直接的で、時間的間隔のないことを意味します。

(2) 「偶然」とは、予知されない出来事をいいます。傷害保険でいう偶然とは、「事故の発生が偶然であるか」、「結果の発生が偶然であるか」、「原因、結果とも偶然であるか」のいずれかであることを必要とします。

(3) 「外来」とは、傷害の原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

* 1 「急激かつ偶然な外来」の条件を満たす事故には、例えば次のものがあります。

■交通乗用具にはねられたときのケガ

■駅の改札口に入ってから出るまでのケガ

■交通乗用具の火災によるケガ



* 2 職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性を欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

3. 「交通乗用具」とは、電車、自動車、原動機付自転車、自転車、飛行機、船舶等をいいます（詳しくは、普通保険約款第5条をご確認ください。⇒P.11）。



4. ここでいう「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、保険金をお支払いいたしません。

※ 賠償責任保険金お支払いの対象となる事故については、上記とは異なりますので、2. 補償の概要の⑥（P.5）をご確認ください。

2. 補償の概要



保険金は様々な組み合わせでご契約いただくことが可能です。ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合はお支払いする保険金が削減されることがあります。詳しくは代理店または弊社までお問い合わせください。

被保険者（保険の対象となる方）またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金 	保険金をお支払いしない主な場合 
①死亡保険金 ⇨普通保険約款第6条(P.12)、第10条(P.13)	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）。	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	⇨普通保険約款第3条(P.10)、第4条(P.11) ●ご契約者、被保険者（保険の対象となる方）または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ ●無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、流産によるケガ ●外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ （次ページに続く）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金 	保険金をお支払いしない主な場合 
②後遺障害保険金 ⇒普通保険約款 第7条 (P.12)	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。 ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	(前ページより続く)  ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、内乱、暴動等によるケガ*1 ●核燃料物質の有害な特性等によるケガ ●自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ
③入院保険金 ⇒普通保険約款 第8条 (P.12)	平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、入院された場合。	入院の日数（実日数）に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて「入院保険金支払日数（180日*2*3）」を超過した後の期間に対しては、入院保険金はお支払いできません。また、入院保険金がお支払される期間中、さらに入院保険金の支払を受けられるケガをされても入院保険金は重複してお支払いできません。	●むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ●職務または実習のために船舶に搭乗している間、航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間のケガ ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗している間のケガ ●職務として荷物等の積み込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ ●職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ●極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ 等
④手術保険金 ⇒普通保険約款 第8条 (P.12)	上記入院保険金がお支払される場合において、その治療のため、病院または診療所において所定の手術を受けた場合。	手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて「入院保険金支払日数（180日*2*3）」以内の手術1回に限ります。	

基本契約

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金 	保険金をお支払いしない主な場合 
基本契約	<p>⑤通院保険金 ⇒普通保険約款 第9条 (P.13)</p> <p>平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院(往診を含みます。)による医師の治療を受けられた場合。</p>	<p>通院の日数(実日数)に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院の日数」は、「通院保険金支払限度日数(30日*4)」が限度となります。<u>なお、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になおった時以降の通院に対しては、保険金をお支払いできません。</u></p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金支払われる期間中、さらに通院保険金の支払を受けられるケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	<p>P.3~4の内容と同様</p>
特約(オプション)	<p>⑥賠償責任保険金 ⇒交通事故傷害保険賠償責任危険担保特約 (P.23)</p> <p>※被保険者には配偶者、生計を共にする同居の親族・別居の未婚(未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。)の子を含みます。</p> <p>日本国内において被保険者(保険の対象となる方)が次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●日常生活に起因する偶然な事故 	<p>1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に必要な費用等もお支払いできることがあります。</p> <p>※1損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ弊社にご相談ください。</p> <p>※2他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者または被保険者の故意による損害賠償責任 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ●戦争、内乱、暴動等による損害賠償責任*1 ●核燃料物質の有害な特性等による損害賠償責任 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●心神喪失中(泥酔中等)の損害賠償責任 ●自動車(ゴルフカートを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)および銃器(空気銃を除きます。)等の所有、使用等に起因する損害賠償責任等

- * 1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガ、損害賠償責任は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。
- * 2 特約をセットすることで、事故の日からその日を含めて365日または730日までの入院、手術（事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始した場合に限りです。）に対して保険金をお支払いするご契約も可能です。
- * 3 「入院保険金および手術保険金支払日数変更特約」がセットされ、入院保険金支払日数が30日となることがあります。この場合には、保険証券の「特約」欄に「入院支払日数変更（30日）」と記載されます（保険証券の「特約」欄に「入院支払日数変更（30日）」の記載がされない場合は、入院保険金支払日数は180日となります。）。
- * 4 「通院保険金支払限度日数変更特約」がセットされ、保険証券の「特約」欄に「通院支払限度日数変更（30日）」と記載されます。ただし、「通院保険金支払限度日数変更特約」をセットしない場合は、通院保険金支払限度日数は90日となり、この場合には保険証券の「特約」欄に「通院支払限度日数変更（30日）」の記載はされません。

Ⅲ ご契約の際のご注意

1. 告知義務（ご契約時に代理店または弊社に重要な事項を申し出ていただく義務）：申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。

申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。

ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。

この保険の普通保険約款では、告知事項は、以下の事項となります。

●他の保険契約等*を締結されている場合には、その内容（同時に申し込む契約を含みます。）

*「保険契約等」とは、普通傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、家族傷害保険、所得補償保険、積立型の傷害保険等の保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

2. 死亡保険金受取人の指定について

- ・死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご契約をされた場合、保険契約は無効となります。
- ・企業等がご契約者および死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とするご契約については、被保険者のご家族等に対し、保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

3. 保険期間および責任開始日時（保険の補償を開始するとき）

保険期間は原則1年です。

弊社の保険責任は、始期日の午後4時に開始します。申込書またはセットされる特約に異なる時刻が記載されている場合は、その時刻から開始します。

保険料は「初回保険料の口座振替に関する特約」等の特定の特約をセットした

場合を除き、ご契約またはご契約の変更と同時に払い込みください。また、保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。

① 保険期間が始まった後であっても、ご契約の代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害等に対しては、保険金をお支払いできません。

4. 死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の設定についてご注意ください

各保険金額とも引受けの限度額がございます。死亡・後遺障害保険金については、被保険者の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があり、特に被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合や、被保険者の同意がない場合にはご注意ください。

IV ご契約後のご注意

1. 保険証券：ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、保険料領収証番号、保険の種類、保険期間（保険のご契約期間）および代理店名をご連絡願います。

2. ご契約者の住所等を変更した場合

ご契約者の住所等を変更した場合にはご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

3. 解約されるとき（解約と解約返れい金）

ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社にご連絡いただき、書面でのお手続きが必要になります。解約された場合、契約内容、解約の条件により、未経過期間に相当する保険料を解約返れい金としてお支払いできる場合があります。

- ・ 一定の条件を満たす場合には、被保険者からのお申出によりご契約を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細につきましては、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。また、本内容については、ご契約者から被保険者全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- ・ ご契約内容および解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。
- ・ 返還される保険料があっても、多くの場合、払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- ・ 分割払口座振替による保険契約を解約された場合、解約のお申出日によっては、金融機関への振替停止の事務手続きが間に合わず、保険料の振替が行われることがあります。この場合は、振替月の翌月下旬までに、保険料振替口座に弊社から直接返れいいたしますので、ご了承願います。

4. 分割保険料を払い込みいただくときの注意点：第2回目以降の分割保険料は、払込期日までに払い込みください。

払込期日とは別に、払込猶予期限を定めております。払込猶予期限を経過した後も分割保険料の払い込みがない場合には、その払込期日後に起きた事故による損害等に対しては、保険金をお支払いできなかつたり、ご契約を解除させていただきます場合があります。

V 事故が発生した場合にとりいただく手続き

事故が起こったとき：事故が発生した場合には、30日以内にご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・ 交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
 - ・ 住民票、戸籍謄本等の被保険者（保険の対象となる方）または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
 - ・ レントゲン・MRI等の傷害または疾病の程度を証明する書類または証拠
 - ・ 領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
 - ・ 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- 被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がない場合は、被保険者の配偶者または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 賠償事故の場合、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、被保険者ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。ただし、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

● ご契約内容および事故報告内容の確認について ●

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について(社)日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。

確認内容は、上記目的以外には用いませぬ。ご不明な点は、弊社にお問い合わせください。

交通事故傷害保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
運行中	交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行(*1)、訓練(*2)または試運転(*3)をいいます。 (*1) いずれもそのための練習を含みます。 (*2) 自動車等の運転資格を取得するための訓練を除きます。 (*3) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
工作用自動車	構造物の建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。
交通乗用具	第5条（交通乗用具の範囲）に規定する乗用具をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(*1) (*1) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。

用語	定義
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外においてその身体に被った下表に掲げる傷害のいずれかに対して、この約款に従い保険金を支払います。

①	運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具(*1)との衝突もしくは接触等の交通事故または運行中の交通乗用具(*1)の衝突、接触、火災もしくは爆発等の交通事故によって被った傷害
---	--

②	運行中の交通乗用具の正規の搭乘装置もしくはその装置のある室内(*2)に搭乘している被保険者(*3)または乗客(*4)として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内(*5)にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
③	道路通行中の被保険者が、次に掲げる事故のいずれかによって被った傷害 7. 建造物もしくは工作物等の倒壊または建造物もしくは工作物等からのものの落下 8. 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下 9. 火災または破裂もしくは爆発 10. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突もしくは接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災もしくは爆発等
④	被保険者が、建物または交通乗用具(*1)の火災によって被った傷害

- (2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*6)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みません。
- (*1) 交通乗用具に積載されているものを含みます。
 (*2) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
 (*3) 極めて異常かつ危険な方法で搭乘している者を除きます。
 (*4) 入場客を含みます。
 (*5) 改札口の内側をいいます。
 (*6) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者(*1)または被保険者の故意または重大な過失
②	保険金を受け取るべき者(*2)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④	被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 7. 法令に定められた運転資格(*3)を持たないで自動車等を運転している間 8. 酒に酔った状態(*4)で自動車等を運転している間 9. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
⑤	被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
⑥	被保険者の妊娠、出産、早産または流産
⑦	被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
⑧	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(*5)
⑨	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑩	核燃料物質(*6)もしくは核燃料物質(*6)によって汚染された物(*7)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑪	⑧から⑩までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑫	⑩以外の放射線照射または放射能汚染

- (2) 当社は、被保険者が頸部症候群(*8)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず、保険金を支払いません。
- (*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (*2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (*3) 運転する地における法令によるものをいいます。
 (*4) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
 (*5) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 (*6) 使用済燃料を含みます。

- (*7) 原子核分裂生成物を含みます。
- (*8) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

(1) 当会社は、被保険者が下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	<p>被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間</p> <p>ア. 交通乗用を用いて競技等をしている間。ただし、下記りに該当する場合を除き、第5条（交通乗用具の範囲）の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。</p> <p>イ. 交通乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記りに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法または態様により第5条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、保険金を支払います。</p> <p>ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、第5条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法もしくは態様により第5条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間</p>
②	船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間
③	航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（*1）以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間
④	<p>被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間</p> <p>ア. グライダー</p> <p>イ. 飛行船</p> <p>ウ. 超軽量動力機</p> <p>エ. ジャイロプレーン</p>

(2) 当会社は、被保険者が職務として下表に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	交通乗用具への荷物等（*2）の積込み作業、交通乗用具からの荷物等（*2）の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等（*2）の整理作業
---	---

②	交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業
---	----------------------

(*1) 定期便であると不定期便であるとを問いません。

(*2) 荷物、貨物等をいいます。

第5条（交通乗用具の範囲）

この約款において、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

分 類	交 通 乗 用 具
軌道上を走行する陸上の乗用具（*1）	<p>自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト（*1）ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。</p>
軌道を有しない陸上の乗用具（*1）	<p>自動車（*2）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（*3）</p> <p>（*1）作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（*4）等は除きます。</p> <p>（*2）スノーモービルを含みます。</p> <p>（*3）原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。</p> <p>（*4）原動機を用いるものを含みます。</p>
空の乗用具（*1）	<p>航空機（*2）</p> <p>（*1）ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。</p> <p>（*2）飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（*3）、ジャイロプレーンをいいます。</p> <p>（*3）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。</p>
水上の乗用具（*1）	<p>船舶（*2）</p> <p>（*1）幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。</p> <p>（*2）ヨット、モーターボート（*3）およびボートを含みます。</p> <p>（*3）水上オートバイを含みます。</p>

分類	交通乗用具
その他の乗用具 (*1)	エレベーター、エスカレーター、動く歩道 (*1) 立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。

第6条 (死亡保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額(*1)を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(2) 第32条 (死亡保険金受取人の変更) (1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3) 第32条(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(*1) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

第7条 (後遺障害保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \text{別表1に掲げる割合} = \text{後遺障害保険金の額}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 別表1に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表1に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、別表1の1.(3)、(4)、2.(3)、4.(4)および5.(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。

(4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し(1)から(3)までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表1の7.から9.までに掲げる上肢(*1)または下肢(*2)の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は保険金

額の60%をもって限度とします。

(5) 既に身体に障害のあった被保険者が第2条の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表2のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表1に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、既存障害(*3)がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害保険金を支払います。

$$\text{加重された後の後遺障害の状態に対応する割合} - \text{既存障害(*3)に対応する割合} = \text{適用する割合}$$

(6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

(*1) 腕および手をいいます。

(*2) 脚および足をいいます。

(*3) 既にあった身体の障害をいいます。

第8条 (入院保険金および手術保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、下表のいずれかに該当した場合は、その期間に対し、入院保険金を被保険者に支払います。

①	入院した場合
②	別表3のいずれかに該当し、かつ、治療を受けた場合

(2) (1)の入院保険金は、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{(1)の表の①または②に該当した日数} = \text{入院保険金の額}$$

(3) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条 (臓器の摘出) の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*1)であるときには、その処置日数を含みます。

(4) 当社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。

(5) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複して入院保険金を支払いません。

(6) 当社は、入院保険金が支払われる場合に、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として別表4に掲げる手術を

受けたときは、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。

$$\boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{\text{手術の種類に応じた別表4に掲げる倍率(*2)}} = \boxed{\text{手術保険金の額}}$$

- (*1) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (*2) 1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。

第9条（通院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院した場合は、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなかつた時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

$$\boxed{\text{通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院した日数(*1)}} = \boxed{\text{通院保険金の額}}$$

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。
- (3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、第8条（入院保険金および手術保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (5) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。
- (*1) 90日を限度とします。

第10条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないうときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第11条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかつたときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより第2条の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第12条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（*1）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (*1) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

第13条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(2)に規定する事実がなくなつた場合
②	当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合(*1)
③	保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項について、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④	当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
---	---

(4) (2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。

(*) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第14条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その事実を当社に通知しなければなりません。

第15条（保険契約の無効）

下表に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

①	保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
②	保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合(*)に、その被保険者の同意を得なかったとき。

(*) 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とする場合を除きます。

第16条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第17条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第19条（重大事由による解除）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

①	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②	被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③	他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
④	①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) (1)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の表の①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第20条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、下表のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(*)を解除することを求めることができます。

①	この保険契約(*)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
②	保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第19条（重大事由による解除）(1)の表の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
③	第19条(1)の表の③に規定する事由が生じた場合
④	②および③のほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②および③の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
⑤	保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(2) 保険契約者は、(1)の表の①から⑤までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当社に対する通知をもって、この保険

契約(*1)を解除しなければなりません。

- (3) (1)の表の①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(*1)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。
- (4) (3)の規定によりこの保険契約(*1)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その事実を書面により通知するものとします。
- (*1) その被保険者に係る部分に限ります。

第21条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）

- (1) 第13条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(*1)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- (*1) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

第23条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第15条（保険契約の無効）の表の①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過

期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第6条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還－取消しの場合）

第17条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第25条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 下表の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

①	第13条（告知義務）(2)
②	第19条（重大事由による解除）(1)
③	第22条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）(2)

- (2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表5に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (3) 第20条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(*1)を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表5に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (4) 第20条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(*1)を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表5に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。
- (*1) その被保険者に係る部分に限ります。

第26条（事故の通知）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反し

た場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、下表の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

①	死亡保険金については、被保険者が死亡した時
②	後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
③	入院保険金および手術保険金については、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活ができる程度になおった時、第8条（入院保険金および手術保険金の支払）(1)の表の①および②のいずれにも該当しない程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
④	通院保険金については、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活に支障がない程度になおった時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表6に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*1)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(*1)または②以外の3親等内の親族

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 法律上の配偶者に限りです。

第28条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

- (2) (1)の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表に掲げる日数(*2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

①	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*3) 180日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③	(1)の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
④	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から④までの事項の確認のための調査 60日
⑤	(1)の表の①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*4)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- (*1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第27条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (*2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (*3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (*4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第29条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当社は、第26条（事故の通知）の規定による通知または第27条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案(*1)のために必要とした費用(*2)は、当社が負担します。
- (*1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (*2) 収入の喪失を含みません。

第30条（時効）

保険金請求権は、第27条（保険金の請求）(1)に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第32条（死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その事実を当社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその事実を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(*1)を死亡保険金受取人とします。
- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。
- (*1) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第33条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその事実を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第34条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第35条（契約内容の登録）

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際（*1）、下表の事項を協会（*2）に登録することができるものとします。

①	保険契約者の氏名、住所および生年月日
②	被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
③	死亡保険金受取人の氏名
④	保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額および被保険者の同意の有無
⑤	保険期間
⑥	当会社名

- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会（*2）に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 協会（*2）および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等に当たる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会（*2）に照会することができます。
 - （*1） この保険契約が継続契約である場合には、保険契約継続の場合とします。
 - （*2） 社団法人日本損害保険協会をいいます。

第36条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 後遺障害保険金支払区分表

1. 眼の障害
 - (1) 両眼が失明した場合……………100%
 - (2) 1眼が失明した場合……………60%
 - (3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合……………5%
 - (4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう）となった場合……………5%
2. 耳の障害
 - (1) 両耳の聴力を全く失った場合……………80%
 - (2) 1耳の聴力を全く失った場合……………30%
 - (3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合……………5%
3. 鼻の障害
 - (1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合……………20%
4. しゃく、言語の障害
 - (1) しゃくまたは言語の機能を全く廃した場合……………100%
 - (2) しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残す場合……………35%
 - (3) しゃくまたは言語の機能に障害を残す場合……………15%
 - (4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合……………5%
5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう）の醜状
 - (1) 外貌に著しい醜状を残す場合……………15%
 - (2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの癍痕、長さ3cmの線状痕程度をいう）を残す場合……………3%
6. 脊柱の障害
 - (1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合……………40%
 - (2) 脊柱に運動障害を残す場合……………30%
 - (3) 脊柱に変形を残す場合……………15%
7. 腕（手関節以上をいう）、脚（足関節以上をいう）の障害
 - (1) 1腕または1脚を失った場合……………60%
 - (2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合……………50%
 - (3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合……………35%
 - (4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合……………5%

8. 手指の障害

- (1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合…20%
- (2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合…15%
- (3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合…8%
- (4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合…5%

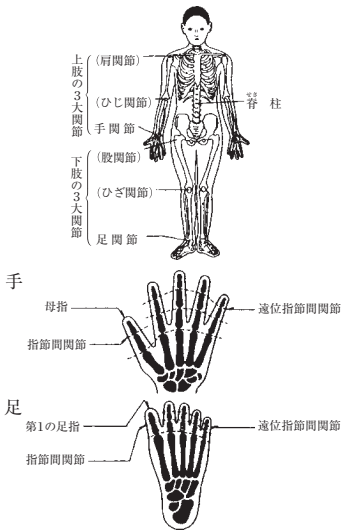
9. 足指の障害

- (1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合…10%
- (2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合…8%
- (3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合…5%
- (4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合…3%

10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を必要とする場合…100%

注1 7.から9.までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合

5. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合

注1 3.および4.の規定中「手関節」および「足関節」については別表1の注2の関節の説明図によります。

注2 3.および4.の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表3 第8条（入院保険金および手術保険金の支払）(1)の表の②の入院保険金を支払う状態

- 1. 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること
 - 2. 咀嚼くまたは言語の機能を失っていること
 - 3. 両耳の聴力を失っていること
 - 4. 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること
 - 5. 1下肢の機能を失っていること
 - 6. 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
 - 7. 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
 - 8. その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
- 注1 4.の規定中「手関節」および「関節」については別表1の注2の関節の説明図によります。
- 注2 4.の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表2 第7条（後遺障害保険金の支払）(5)の後遺障害

- 1. 両眼が失明した場合
- 2. 両耳の聴力を全く失った場合
- 3. 両腕（手関節以上をいう）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
- 4. 両脚（足関節以上をいう）を失った場合または両脚

別表4 第8条 (入院保険金および手術保険金の支払)

(6)の手術

対象となる手術	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術 (単なる皮膚縫合は除く。)	
(1) 植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術 (いずれも25cm ² 未満は除く。)	20
(2) 癩痕拘縮形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	20
2. 手指、足指を含む筋、腱、腱鞘の手術 (筋炎手術および抜釘術を除く。)	10
(1) 筋、腱、腱鞘の観血手術 (いずれも関節鏡下によるものを含む。)	10
3. 手指、足指を含む四肢関節、靭帯の手術 (抜釘術を除く。)	10
(1) 四肢関節観血手術、靭帯観血手術 (いずれも関節鏡下によるものを含む。)	10
(2) 人工骨頭挿入術、人工関節置換術	10
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術 (抜釘術を除く。)	10
(1) 四肢骨観血手術	10
(2) 骨移植術 (四肢骨以外の骨を含む。)	20
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術 (抜釘術を除く。)	20
(1) 四肢切断術、離断術 (骨、関節の離断に伴うもの)	20
(2) 切断四肢再接合術 (骨、関節の離断に伴うもの)	20
6. 指移植の手術	40
(1) 指移植手術	40
7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術 (抜釘術を除く。)	10
8. 脊柱、骨盤の手術 (頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術は除く。)	20
(1) 脊柱・骨盤観血手術 (脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む。)	20
9. 頭蓋、脳の手術 (抜釘術を除く。)	20
(1) 頭蓋骨観血手術 (鼻骨および鼻中隔を除く。)	20
(2) 頭蓋内観血手術 (穿頭術を含む。)	40

対象となる手術	倍率
10. 脊髄、神経の手術	
(1) 手指、足指を含む神経観血手術 (形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術)	20
(2) 脊髄硬膜内外観血手術	40
11. 涙嚢、涙管の手術	10
(1) 涙嚢摘出術	10
(2) 涙嚢鼻腔吻合術	10
(3) 涙小管形成術	10
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術 (抜釘術を除く。)	10
(1) 眼瞼下垂症手術	10
(2) 結膜嚢形成術	10
(3) 眼窩ブローアウト (吹抜け) 骨折手術	20
(4) 眼窩骨折観血手術	20
(5) 眼窩内異物除去術	10
13. 眼球・眼筋の手術	20
(1) 眼球内異物摘出術	20
(2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10
(3) 眼球摘出術	40
(4) 眼球摘除および組織または義眼台充填術	40
(5) 眼筋移植術	20
14. 角膜・強膜の手術	20
(1) 角膜移植術	20
(2) 強角膜癒着閉鎖術	10
(3) 強膜移植術	20
15. ぶどう膜、眼房の手術	10
(1) 観血的前房・虹彩異物除去術	10
(2) 虹彩癒着剥離術、瞳孔形成術	10
(3) 虹彩離断術	10
(4) 緑内障観血手術 (レーザーによる虹彩切除術は13.(2)に該当する。)	20
16. 網膜の手術	20
(1) 網膜復位術 (網膜剥離症手術)	20
(2) 網膜光凝固術	20
(3) 網膜冷凍凝固術	20
17. 水晶体、硝子体の手術	20
(1) 白内障・水晶体観血手術	20
(2) 硝子体観血手術 (莖頭鏡下によるものを含む。)	20
(3) 硝子体異物除去術	20

対象となる手術	倍率
18. 外耳、中耳、内耳の手術	
(1) 耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	10
(2) 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
(3) 乳突洞開放術、乳突削開術	10
(4) 中耳根本手術	20
(5) 内耳観血手術	20
19. 鼻・副鼻腔の手術（抜釘術を除く。）	10
(1) 鼻骨観血手術	
(2) 副鼻腔観血手術	20
20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術	
(1) 気管異物除去術（開胸術によるもの）	40
(2) 喉頭形成術、気管形成術	40
21. 内分泌器の手術	
(1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20
22. 顔面骨、顎関節の手術（抜釘術を除く。）	
(1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。）	20
23. 胸部、食道、横隔膜の手術	
(1) 胸郭形成術	20
(2) 開胸術を伴う胸部手術（胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く。）、食道手術（開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む。）、横隔膜手術	40
(3) 胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
24. 心、脈管の手術	
(1) 観血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。）	20
(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの）	40
(3) 開心術	40
(4) その他開胸術を伴うもの	40
25. 腹部の手術	
(1) 開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く。）	40
(2) 腹腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10

対象となる手術	倍率
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術	
(1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(2) 尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除く。）	20
(3) 尿瘻観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
(4) 陰茎切断術	40
(5) 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20
(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶術および経膈操作を除く。）	20
(7) 膈腸瘻閉鎖術	20
(8) 造脛術	20
(9) 膈壁形成術	20
(10) 副腎摘出術	40
(11) その他開腹術を伴うもの	40
27. 上記以外の手術	
(1) 上記以外の開頭術	40
(2) 上記以外の開胸術（胸壁膿瘍切開術を除く。）	40
(3) 上記以外の開腹術（腹壁膿瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(4) 上記以外の開心術	40
(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術（検査および処置は除く。）	10

別表5 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

別表6 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	死亡	後遺害	入院手術	通院
1. 保険金請求書		○	○	○	○
2. 保険証券		○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書		○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書		○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書		○			
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書			○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○	○
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書		○			
9. 被保険者の印鑑証明書			○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄本		○			
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）		○			
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）		○	○	○	○
13. その他当社が第28条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの		○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

特 約

◇保険証券面の契約種類・特約欄に○印が付されている場合には以下の特約がそれぞれ適用されます。

後遺障害保険金の追加支払に関する特約 (略称：後遺障害追加)

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通約款（*1）第7条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった普通約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存していることを条件として、当会社が支払った後遺障害保険金の額と同じ額を追加して被保険者に支払います。

（*1）交通事故傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

第3条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
第30条（時効）	第27条（保険金の請求）(1)	この特約第2条（保険金の請求）

交通事故傷害保険賠償責任危険担保特約 (略称：賠償責任担保)

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、日本国内において生じた下表に掲げる偶然な事故（*1）のいずれかにより、他人の身体の障害（*2）または他人の財物の損壊（*3）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通約款（*4）の規定に従い、保険金を支払います。

①	住宅（*5）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
②	被保険者の日常生活（*6）に起因する偶然な事故

（*1）以下この特約において「事故」といいます。

（*2）傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。以下この特約において同様とします。

（*3）財物の滅失、汚損または損傷をいいます。以下この特約において同様とします。

（*4）交通事故傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

（*5）本人（*7）の居住の用に供される住宅をいい、別

荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅の敷地内（*8）の動産および不動産を含みます。以下この特約において同様とします。

（*6）住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

（*7）保険証券記載の被保険者をいいます。

（*8）囲いの有無を問わず、連続した土地で、同一の者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、下表に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者（*1）または被保険者の故意
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（*2）
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	核燃料物質（*3）もしくは核燃料物質（*3）によって汚染された物（*4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

（*1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（*2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（*3）使用済燃料を含みます。

（*4）原子核分裂生成物を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者が下表に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
②	専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（*1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
③	被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
④	被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、この規定は適用しません。

⑤	被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑥	被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
⑦	被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑧	被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
⑨	航空機、船舶(*2)、車両(*2)、銃器(*3)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(*)1 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(*)2 原動力が専ら人力であるものを除きます。

(*)3 空気銃を除きます。

第4条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、本人(*)1のほか、下表のいずれかの者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。

①	本人(*)1の配偶者
②	本人(*)1または配偶者と生計を共にする同居の親族
③	本人(*)1または配偶者と生計を共にする別居の未婚(*)2の子

(2) (1)の本人(*)1と本人(*)1以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(*)1 保険証券記載の被保険者をいいます。

(*)2 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第5条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、下表に掲げるものに限りです。

①	被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
②	第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者が第7条（事故の発生）(1)の表の②に規定する第三者に対する求償権の保全または行使その他損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用
③	②の損害の発生または拡大を防止するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に必要なとした費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用

④	被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に必要なとした費用
⑤	第8条（当会社による解決）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第6条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、下表の金額の合計額とします。

①	1回の事故について、損害賠償金が保険証券記載の免責金額(*)1を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故について、保険金額(*)2を支払う限度とします。
②	第5条（支払保険金の範囲）の表の②から⑤までの費用についてはその全額。ただし、同条の表の④の費用は、1回の事故について、同条の表の①の損害賠償金の額が保険金額(*)2を超える場合は、保険金額(*)2の同条の表の①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

(*)1 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

(*)2 保険証券記載の保険金額をいいます。

第7条（事故の発生）

(1) 第1条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、下表に掲げる事項を履行しなければなりません。

①	事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所、氏名を事故の発生の日よりその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
②	第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他損害の発生および拡大を防止するために必要ないっさいの手段を講ずること。
③	損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。
④	損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、ただちに書面により当会社に通知すること。

⑤	他の保険契約等(*1)の有無および内容(*2)について遅滞なく当社に通知すること。
⑥	①から⑤までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の表の①から⑥までに規定する義務に違反した場合は、当社は、下表の金額をそれぞれ控除して支払額を決定します。

①	(1)の表の①、④、⑤または⑥に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
②	(1)の表の②に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
③	(1)の表の③に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(*1) 第1条の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*2) 既に他の保険契約等(*1)から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条 (当社による解決)

当社は、必要と認められた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

第9条 (保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および下表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

①	当社の定める事故状況報告書
②	示談書その他これに代わるべき書類
③	損害を証明する書類
④	保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
⑤	損害賠償金の支払または被害者の承諾があったことを示す書類

⑥	その他当社が第11条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
---	--

- (3) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等(*1)がある場合において、それぞれの支払責任額(*2)の合計額が、損害の額を超えるときは、当社は、下表に掲げる額を保険金として支払います。

①	他の保険契約等(*1)から保険金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(*2)
②	他の保険契約等(*1)から保険金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等(*1)から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*2)を限度とします。

- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額(*3)の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額(*3)を差し引いた額とします。

(*1) 第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*2) 他の保険契約等(*1)がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

(*3) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

第11条 (保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
---	---

②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等(*2)の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (2) (1)の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表に掲げる日数(*3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

①	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*4) 180日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
③	(1)の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
④	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
⑤	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*5)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

- (*1) 被保険者が第9条（保険金の請求）(2)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (*2) 第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
- (*3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (*4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (*5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第12条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。
- (*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第13条（先取特権）

- (1) 被害者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(*1)について先取特権を有します。
- (2) 当社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が被害者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、被害者に支払う場合
③	被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被害者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、被害者に支払う場合

④	被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被害者が承諾した金額を限度とします。
---	--

- (3) 保険金請求権(*1)は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(*1)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (*1) 第5条(支払保険金の範囲)の表の②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第14条(普通約款の適用除外)

普通約款の下表の規定は適用しません。

①	第3条(保険金を支払わない場合—その1)
②	第4条(保険金を支払わない場合—その2)
③	第26条(事故の通知)
④	第27条(保険金の請求)
⑤	第28条(保険金の支払時期)
⑥	第31条(代位)

第15条(普通約款の読み替え)

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第1条(用語の定義)の表の危険	傷害の発生の可能性	損害の発生の可能性
②	第12条(保険責任の始期および終期)(3)および第22条(保険料の返還または請求—告知義務等の場合)(5)	傷害に対しては	損害に対しては
③	第13条(告知義務)(3)の表の③	第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に	この特約第1条(保険金を支払う場合)の事故が発生する前に
④	第13条(4)	傷害の発生した後に	損害の発生した後に
⑤	第13条(5)	発生した傷害	発生した損害

	箇所	読み替え前	読み替え後
⑥	第19条(重大事由による解除)(1)の表の①	傷害を生じさせ	損害を生じさせ
⑦	第19条(2)	傷害	損害
⑧	第30条(時効)	第27条(保険金の請求)(1)	この特約第9条(保険金の請求)(1)

第16条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

付則一責任保険契約についての先取特権に関する特則

- (1) 第13条(先取特権)(1)および(2)の規定は、保険法の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。
- (2) 第13条(3)の規定は、保険法の施行日以後に保険金請求権(*1)の譲渡または保険金請求権(*1)を目的とする質権の設定もしくは差押えがされた場合に適用しません。
- (*1) 保険法の施行日前に発生した事故に係るものを除きます。

臨時費用担保特約 (略称：臨時費用担保)

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が第三者の行為によって普通約款(*1)第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、それによって臨時に生ずる費用に対して、この特約および普通約款の規定に従い臨時費用保険金を支払います。

- (*1) 交通事故傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条(保険金を支払わない場合)

当社は、普通約款第3条(保険金を支払わない場合—その1)および第4条(保険金を支払わない場合—その2)のほか、下表に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しても、臨時費用保険金を支払いません。

①	日本国外における事故
②	被保険者と生計を共にする同居の親族の行為

第3条(臨時費用保険金の支払額)

当社は、60万円を臨時費用保険金として、死亡保険金受取人に支払います。

第4条(保険金の請求)

臨時費用保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通約款第27条(保険金の請求)(2)に規定する書類のほか、傷害が第三者の行為によって生じたものであることを証明する書類を当社に提

出しなければなりません。

第5条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第6条（死亡保険金の支払）(2)および(3)	死亡保険金を	臨時費用保険金を
②	第27条（保険金の請求）(1)の表の①	死亡保険金については	臨時費用保険金については

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

死亡保険金および後遺障害保険金のみ の支払特約

（略称：死亡・後遺障害のみ）

当社は、この特約により、交通事故傷害保険普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払うものとします。

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金 および手術保険金のみ の支払特約

（略称：死亡・後遺、入院のみ）

当社は、この特約により、交通事故傷害保険普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

交通事故傷害保険保険料分割払特約（一般用）

（略称：分割払（個人））

第1条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料(*1)を保険証券記載の回数に分割(*2)して払い込むことを承認します。

(*1) この保険契約に定められた総保険料をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 年額保険料を保険証券記載の回数に分割した金額を「分割保険料」といいます。以下この特約において同様とします。

第2条（分割保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日(*1)に払い込まなければなりません。

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。以下この特約において同様とします。

第3条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当社は、第2条（分割保険料の払込み）の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（分割保険料不払の場合の免責）

保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（追加保険料の払込み）

(1) 当社が第7条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。

(2) 当社は、保険契約者が第7条の表の①の規定による追加保険料の支払を怠った場合(*1)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) 第7条の表の①の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 第7条の表の②の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、その追加保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対して保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款(*2)および特約に従い、保険金を支払います。

(*1) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(*2) 交通事故傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第6条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

①	払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
②	払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日(*1)において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(2) (1)の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、下表の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

①	(1)の表の①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
②	(1)の表の②による解除の場合は、次回払込期日

(※1) 以下この条において「次回払込期日」といいます。

第7条（保険料の返還または請求）

下表に掲げるいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに下表のとおり保険料を返還または請求します。

	事 由	保険料の返還または請求方法
①	普通約款第13条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
②	①のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
③	保険契約が失効となる場合	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料(※1)との差額を返還または請求します。ただし、普通約款第6条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、死亡保険金を支払うべき事由に対応しない保険料の未経過期間分を除き、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料は返還しません。

	事 由	保険料の返還または請求方法
④	次に掲げるいずれかの規定により、この保険契約が解除となった場合 ア. 第5条（追加保険料の払込み）(2) イ. 普通約款第13条（告知義務）(2) ウ. 普通約款第18条（保険契約者による保険契約の解除） エ. 普通約款第19条（重大事由による解除）(1) オ. 普通約款第20条（被保険者による保険契約の解除請求）(2) カ. 普通約款第20条（3）	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料(※1)との差額を返還または請求します。
⑤	第6条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

(※1) 年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

保険契約の継続に関する特約 （交通事故傷害保険用） （略称：自動継続）

第1条（適用契約の範囲）

この特約は、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第2条（保険契約の継続）

- 意思表示期限(※1)までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約が満了する日の契約内容と同一の契約内容(※2)で新たな保険契約として継続されるものとします。以後毎年同様とします。
- 継続契約(※3)の保険期間の初日は継続前契約の保険期間が満了する日とし、保険期間は継続前契約と同一の期間とします。
- (1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等(※4)を保険契約者に交付します。
- 継続契約に初回口振特約(※5)が適用される場合には、初回口振特約第1条（特約の適用）(2)の表の②の

適用にあたっては、保険契約の締結は、意思表示期限になされたものとみなします。

- (※1) この保険契約の満了する日の属する月の前月10日をいいます。以下この特約において同様とします。
- (※2) 第6条（継続契約に適用される制度、料率等）に規定する場合を除きます。
- (※3) (1)の規定により継続された保険契約をいいます。以下この特約において同様とします。
- (※4) 保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。以下この特約において同様とします。
- (※5) 初回保険料の口座振替に関する特約（継続契約用）をいいます。以下この特約において同様とします。

第3条（継続契約の保険料および払込方法）

- (1) 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- (2) 保険契約者は、継続契約の保険料を継続契約の保険期間の初日までに払込むものとします。
- (3) (2)の規定にかかわらず、継続契約に保険料分割払特約が適用される場合には、保険契約者は、第1回分割保険料を継続契約の保険期間の始期の属する月の、継続前契約において定められた払込期日の応当日に、第2回以降の分割保険料は、その翌月の応当日から毎月払込むものとします。
- (4) (2)および(3)の規定にかかわらず、継続契約に初回口振特約が適用される場合には、保険契約者は、初回口振特約の規定に従い、継続契約の保険料を払込むものとします。この場合には、第4条（保険料不払いの場合の免責）および第5条（継続契約の保険料不払いの場合の保険契約の解除）の規定は適用しません。

第4条（保険料不払いの場合の免責）

保険契約者が、第3条（継続契約の保険料および払込方法）(2)の継続契約の保険料または第3条(3)の継続契約の分割保険料について、その継続契約の保険料または分割保険料を払込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（継続契約の保険料不払いの場合の保険契約の解除）

- (1) 保険契約者が、第3条（継続契約の保険料および払込方法）(2)の継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除は、継続契約の保険期間の始期からその効力を生じます。

第6条（継続契約に適用される制度、料率等）

制度、料率等(※1)が改定された場合には、当会社

は、制度、料率等(※1)が改定された日以後第2条（保険契約の継続）の規定によって保険期間が開始する継続契約の普通約款(※2)、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を変更します。

- (※1) この保険契約に適用した普通約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。
- (※2) 交通事故傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第7条（継続契約に適用される特約）

- (1) この保険契約が、第2条（保険契約の継続）(1)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとし、
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者から継続契約の保険料を口座振替の方法により払い込むことの申し出がある場合には、初回口振特約を継続契約に適用するものとします。

第8条（継続契約の告知義務）

- (1) 第2条（保険契約の継続）(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、この保険契約の保険契約申込書等(※1)に記載した、またはこの保険契約の保険証券等に記載された普通約款に定める告知事項に対する告知内容に変更があったときは、当会社からの求めに応じ、保険契約者または被保険者は、そのことを意思表示期限までに当会社に告げなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が(1)の告知を行わなかった場合には、当会社は、保険契約者および被保険者がこの保険契約の告知と同一内容を継続契約について改めて告知したものとみなしてこの特約に基づき保険契約を継続します。

- (3) (1)の規定による告知については、継続契約の普通約款およびこれに付帯される特約における告知義務に関する規定を適用します。
- (4) 保険契約者が普通約款第14条（保険契約者の住所変更）の規定による通知をしなかった場合において、当会社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に送付した(1)に定めるこの保険契約の申込書等(※1)は、通常到達するために必要とする期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

(※1) 保険契約申込書等、保険契約の締結のために必要なものとして当会社が定める書類をいいます。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用されている普通約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

交通事故傷害保険保険料支払に関する特約 (略称：一時支払猶予)

第1条 (保険料の払込み)

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日から10日以内に払い込むものとします。

第2条 (保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当社は、保険契約者が第1条(保険料の払込み)の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条 (保険料不払の場合の保険契約の解除)

当会社は、保険契約者が第1条(保険料の払込み)の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条 (保険契約解除の効力)

第3条(保険料不払の場合の保険契約の解除)の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

交通事故傷害保険保険料分割払特約 (略称：分割払(団体))

第1条 (保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料(*1)を保険証券記載の回数に分割(*2)して払い込むことを承認します。

(*1) この保険契約に定められた総保険料をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 年額保険料を保険証券記載の回数に分割した金額を「分割保険料」といいます。以下この特約において同様とします。

第2条 (分割保険料の払込み)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日(*1)に払い込まなければなりません。ただし、当社が特に承認した場合(*2)には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日から10日以内に払い込むことができます。

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 一定した集金日の定めがあり、集金者が保険料相当額を集金する保険契約についてのみ承認するものとします。

第3条 (分割保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当社は、保険契約者が第2条(分割保険料の払込み)の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、その分割保険料を

領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (分割保険料不払の場合の免責)

保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (追加保険料の払込み)

(1) 当社が第7条(保険料の返還または請求)の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。

(2) 当社は、保険契約者が第7条の表の①の規定による追加保険料の支払を怠った場合(*1)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) 第7条の表の①の規定による追加保険料を請求する場合において、②の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 第7条の表の②の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、その追加保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対して保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款(*2)および特約に従い、保険金を支払います。

(*1) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(*2) 交通事故傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第6条 (分割保険料不払の場合の保険契約の解除)

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

①	払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
②	払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日(*1)において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(2) (1)の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、下表の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

①	(1)の表の①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
②	(1)の表の②による解除の場合は、次回払込期日

(※1) 以下この条において「次回払込期日」といいます。

第7条（保険料の返還または請求）

下表に掲げるいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに下表のとおり保険料を返還または請求します。

	事 由	保険料の返還または請求方法
①	普通約款第13条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
②	①のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
③	保険契約が失効となる場合	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料(※1)との差額を返還または請求します。ただし、普通約款第6条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、死亡保険金を支払うべき事由に対応しない保険料の未経過期間分を除き、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料は返還しません。

	事 由	保険料の返還または請求方法
④	次に掲げるいずれかの規定により、この保険契約が解除となった場合 ア. 第5条（追加保険料の払込み）(2) イ. 普通約款第13条（告知義務）(2) ウ. 普通約款第18条（保険契約者による保険契約の解除） エ. 普通約款第19条（重大事由による解除）(1) オ. 普通約款第20条（被保険者による保険契約の解除請求）(2) カ. 普通約款第20条（3）	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料(※1)との差額を返還または請求します。
⑤	第6条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

(※1) 年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

訴訟の提起に関する特約

訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、日本国以外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合または日本国外に主たる事務所を有する法人もしくは団体である場合には、交通事故傷害保険普通保険約款第37条（訴訟の提起）の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。

法人契約特約 （略称：法人特約）

第1条（保険金の支払）

- 当会社は、この特約により、普通約款(※1)第7条（後遺障害保険金の支払）から第9条（通院保険金の支払）までの規定にかかわらず、普通約款およびこれに付帯する特約に基づいて支払われる後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金についても死亡保険金受取人に支払います。
- この特約が付帯された保険契約に後遺障害保険金の追加支払に関する特約が付帯されている場合は、当会社は、同特約の規定にかかわらず、同特約に基づいて

支払われる保険金についても(1)の死亡保険金受取人に支払います。

(*)1 交通事故傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条 (普通約款の適用除外)

普通約款第32条 (死亡保険金受取人の変更) (9)の規定は適用しません。

就業中のみの危険担保特約

(略称：就業中のみ担保)

当会社は、この特約により、被保険者がその職業または職務に従事している間(*)1に被った傷害に限り、保険金を支払います。

(*)1 通勤途上を含みます。

就業中の危険不担保特約

(略称：就業中不担保)

当会社は、この特約により、被保険者がその職業または職務に従事している間(*)1に被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

(*)1 通勤途上を含みません。

入院保険金および手術保険金 支払日数延長特約 (365日用)

(略称：入院日数延長365日)

第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約により、被保険者が普通約款(*)1第2条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その傷害が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通約款第8条 (入院保険金および手術保険金の支払) (1)に規定する入院保険金の支払事由に該当することとなった場合には、入院保険金を支払います。

(2) 普通約款第8条(4)の規定にかかわらず、当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて365日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。

(3) (1)の入院保険金が支払われる場合において、当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて365日以内に普通約款第8条(6)に規定する手術を受けたときは、手術保険金を支払います。

(*)1 交通事故傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条 (普通約款の読み替え)

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
第27条(保険金の請求) (1)の表の③	180日	365日

入院保険金および手術保険金 支払日数延長特約 (730日用)

(略称：入院日数延長730日)

第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約により、被保険者が普通約款(*)1第2条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、その傷害が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通約款第8条 (入院保険金および手術保険金の支払) (1)に規定する入院保険金の支払事由に該当することとなった場合には、入院保険金を支払います。

(2) 普通約款第8条(4)の規定にかかわらず、当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて730日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。

(3) (1)の入院保険金が支払われる場合において、当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて730日以内に普通約款第8条(6)に規定する手術を受けたときは、手術保険金を支払います。

(*)1 交通事故傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条 (普通約款の読み替え)

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
第27条(保険金の請求) (1)の表の③	180日	730日

共通団体交通事故傷害保険特約

(略称：共通団体)

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、保険契約者と保険証券記載の関係にある団体をすべて被保険者とし、それら被保険者が普通約款(*)1第2条 (保険金を支払う場合) の傷害を被った場合は、この特約および普通約款の規定に従い保険金を支払います。

(*)1 交通事故傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条 (1被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額)

1被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、保険証券記載の金額とします。

第3条 (死亡保険金または後遺障害保険金の支払方法)

(1) 当会社は、2名以上の被保険者が同一の事故により第1条 (保険金を支払う場合) の傷害を被り、各被保険者について算出したそれぞれの死亡保険金または後遺障害保険金の合計額が保険金額を超える場合は、次の算式により算出した額を各被保険者に支払います。

各被保険者に支払う死亡保険金または後遺障害保険金の額	=	保険金額	×	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">各被保険者について算出したそれぞれの死亡保険金または後遺障害保険金の額</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">各被保険者について算出したそれぞれの死亡保険金または後遺障害保険金の合計額</div>
----------------------------	---	------	---	---

(2) 当社は、2名以上の被保険者が時を異にして第1条の傷害を被り、その傷害に対して死亡保険金または後遺障害保険金を支払うべき場合には、第1次の傷害に対する保険金を支払った後に第2次の傷害に対する保険金を支払います。この場合において、当社に対する第2次の傷害についての保険金請求権は、普通約款第27条（保険金の請求）(1)の規定にかかわらず、普通約款第27条(1)に該当した時または当社が第1次の傷害に対する保険金を支払った時のいずれか遅い時から発生し、これを行行使することができるものとし

ます。

(3) 第3次以降の傷害に対する保険金の支払についても、(2)の規定を準用します。

(4) 当社がすべての被保険者に対して支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、それぞれ合計して、保険期間を通じ、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第4条（入院保険金、手術保険金および通院保険金の支払方法）

当社は、2名以上の被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合には、同一の事故によるものであると否とを問わず、各被保険者に対して普通約款第8条（入院保険金および手術保険金の支払）または第9条（通院保険金の支払）の規定を適用し、入院保険金、手術保険金または通院保険金を支払います。

第5条（被保険者の増員または減員）

(1) この保険契約の成立後、新たに団員となった者がある場合は、(2)の規定により当社が承認した時から被保険者となり、団体を脱退した者がある場合は、脱退した時から被保険者の資格を失います。

(2) 保険契約者は、(1)の事実が発生した場合は、遅滞なく、これを当社に通知して、当社の承認を受けなければなりません。

(3) 当社は、(1)および(2)の場合において、新たに団員となった者があるときは、当社が(2)の規定による承認をした日から保険期間の末日までの日数に対し日割により計算した保険料を追加保険料として請求し、また団体を脱退した者があるときは、既経過期間に対し日割により計算した保険料を既取保険料から差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(4) (3)の規定により追加保険料を請求する場合におい

て、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故により新たに団員となった者が被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（被保険者名簿）

保険契約者は、常に被保険者の名簿を備え、当社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第7条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇 所	読み替え前	読み替え後
第30条(時効)	第27条（保険金の請求）(1)	第27条（保険金の請求）(1)およびこの特約第3条（死亡保険金または後遺障害保険金の支払方法）(2)および(3)

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

包括契約に関する特約 (毎月報告・毎月精算用)

(略称：包括（毎月報告・毎月精算）)

第1条（暫定保険料）

(1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料(※1)を当社に支払うなければなりません。

(2) 普通約款(※2)第12条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとし

ます。

(※1) 保険証券記載の暫定保険料をいいます。以下この特約において同様とします。

(※2) 交通事故傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第3条（通知）

(1) 保険契約者は、通知日(※1)までに、1か月間の被保険者数その他の当社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。

(2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の算式により

算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額	=	保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額	×	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">遅滞または脱漏の生じた通知日(*1)以前に実際に行われた通知に基づく第4条(確定保険料)の確定保険料の合計額</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">遅滞または脱漏の生じた通知日(*1)以前に遅滞および脱漏がなかった場合の第4条の確定保険料の合計額</div>
------------------------------	---	---	---	---

- (3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定は適用しません。
- (4) (2)の規定は、当社が、(2)の通知の故意もしくは重大な過失による遅滞もしくは脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日(*1)から5年を経過した場合には適用しません。
- (*1) 保険証券記載の通知日をいいます。

第4条(確定保険料)

- (1) 保険契約者は、確定保険料(*1)を払込期日(*2)までに払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の確定保険料(*1)の払込期日(*2)後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当社は、その確定保険料(*1)を算出するための通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 第1条(暫定保険料)の暫定保険料は、最終の払込期日(*2)に払い込まれるべき確定保険料(*1)との間で、その差額を精算します。
- (*1) 第3条(通知)(1)の通知に基づく確定保険料をいいます。
- (*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

包括契約に関する特約 (毎月報告・一括精算用) (略称：包括(毎月報告・一括精算))

第1条(暫定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料(*1)を当社に支払わなければなりません。
- (2) 普通約款(*2)第12条(保険責任の始期および終期)(3)の規定および普通約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。
- (*1) 保険証券記載の暫定保険料をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*2) 交通事故傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条(帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第3条(通知)

- (1) 保険契約者は、通知日(*1)までに、1か月間の被保険者数その他の当社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額	=	保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額	×	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">遅滞または脱漏の生じた通知日(*1)以前に実際に行われた通知に基づく第4条(確定保険料)の確定保険料の合計額</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">遅滞または脱漏の生じた通知日(*1)以前に遅滞および脱漏がなかった場合の第4条の確定保険料の合計額</div>
------------------------------	---	---	---	---

- (3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定は適用しません。
- (4) (2)の規定は、当社が、(2)の通知の故意もしくは重大な過失による遅滞もしくは脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日(*1)から5

年を経過した場合には適用しません。

(※1) 保険証券記載の通知日をいいます。

第4条 (確定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険期間終了時に確定保険料(※1)と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
- (2) 保険期間の途中で毎月の確定保険料(※1)の合計額が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は、当会社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が(2)の規定による追加暫定保険料の支払を怠った場合(※2)は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (2)の規定による追加暫定保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(※1) 第3条(通知)(1)の通知による被保険者数に基づき算出した確定保険料をいいます。

(※2) 当会社が、保険契約者に対し追加暫定保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

共同保険に関する特約

(略称：共同保険特約)

第1条 (独立責任)

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条 (幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除

④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生等の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条 (幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条(幹事保険会社の行う事項)の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条 (保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

初回保険料の口座振替に関する特約

(継続契約用)

(略称：初回保険料口座振替)

第1条 (特約の適用)

- (1) この特約は、保険契約の締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料(※1)を口座振替の方法により払い込むことについて合意がある場合に適用します。
- (2) この特約は、下表に規定する条件をいずれも満たしている場合に適用します。

①	指定口座(※2)が、提携金融機関(※3)に、保険契約締結の時に設定されていること。
②	この保険契約の締結および保険契約者から当会社への当会社所定の損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の属する月の前月末日までになされていること。
③	この保険契約が、当会社と締結していた傷害保険の継続契約(※4)であること。

(※1) この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合には第1回分割保険料とします。以下この特約において同様とします。

- (*2) 保険契約者の指定する口座をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*3) 当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*4) 当会社と締結していた保険契約と保険契約者が同一であり、かつ、その保険契約の保険期間の末日(*5)を保険期間の初日とする契約をいいます。
- (*5) その保険契約が午後12時に終了する場合には、その翌日とします。

第2条（初回保険料の払込み）

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日(*1)に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
 - (*1) 提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいいます。以下この特約において同様とします。

第3条（初回保険料払込み前の事故）

- (1) 第2条（初回保険料の払込み）の規定による初回保険料の払込みが行われなかった場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日後1か月以内に当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が払込期限(*1)までに初回保険料を払い込んだ場合には、普通約款(*2)およびこの保険契約に付帯された特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) (2)の規定により、被保険者が初回保険料払込み前の事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける場合には、保険契約者は、その支払を受ける前に、初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。
 - (*1) 初回保険料払込期日後1か月を経過した日をいいます。以下この特約において同様とします。
 - (*2) 交通事故傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第4条（解除—初回保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、払込期限を経過した後も、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面によりその事実を通知します。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 （略称：条件付戦争危険免責一部修正）

第1条（戦争危険等免責の一部修正）

- (1) 当会社は、この特約に従い、普通約款(*1)第3条（保険金を支払わない場合—その1）(1)の表の⑧の規定を次のとおり読み替えて適用します。
 - 「⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(*5)。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯するものがその主義または主張に関して行う暴力的行動をいいます。）を除きます。」
- (2) 当会社は、普通約款第3条(1)の表の⑧以外の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約に、普通約款第3条(1)の表の⑧と同じ規定がある場合には、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。
 - (*1) 交通事故傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（この特約の解除）

- 当会社は、第1条（戦争危険等免責の一部修正）(1)により読み替えた普通約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）(1)の表の⑧のただし書の危険が著しく増加しこの保険契約の引受範囲(*1)を超えることとなった場合は、保険契約者に対する48時間以前の予告により、この特約を解除することができます。
 - (*1) 保険契約を引き受けできる範囲として保険契約の締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第3条（特約解除の効力）

- 第2条（この特約の解除）の規定により当社がこの特約を解除する場合には、将来に向かってのみ第1条（戦争危険等免責の一部修正）(1)および(2)の読み替えはなかったものとします。

入院保険金および手術保険金 支払日数変更特約 （略称：入院支払日数変更（30日））

第1条（入院保険金支払日数の変更）

- 当会社は、普通約款(*1)第8条（入院保険金および手術保険金の支払）(4)の規定にかかわらず、いかなる場合においても、事故の発生日からその日を含めて入院保険金支払日数(*2)を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。
 - (*1) 交通事故傷害保険普通保険約款をいいます。以

下この特約において同様とします。

- (*2) 保険証券記載の入院保険金支払日数をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（手術保険金支払条件の変更）

当社は、普通約款第8条（入院保険金および手術保険金の支払）(6)の規定にかかわらず、いかなる場合においても、第1条（入院保険金支払日数の変更）に規定する入院保険金支払日数を経過した後を受けた手術に対しては、手術保険金を支払いません。

第3条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
第27条（保険金の請求）(1)の表の③	180日	入院保険金支払日数

通院保険金支払限度日数変更特約

（略称：通院支払限度日数変更（30日））

第1条（通院保険金支払限度日数の変更）

当社は、普通約款(*1)第9条（通院保険金の支払）(1)の規定にかかわらず、1事故に基づく傷害について、通院した日数は保険証券記載の通院保険金支払限度日数を限度とします。

- (*1) 交通事故傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
第27条（保険金の請求）(1)の表の④	90日	保険証券記載の通院保険金支払限度日数

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

東京海上日動のサービス体制なら安心です

〈東京海上日動のお客様向けサービス〉

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

- 受付時間：24時間365日
- ご連絡先：フリーダイヤル **0120-119-110** “事故は119番-110番”
(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)
※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。

●事故の受付・ご相談

事故のご連絡・ご相談をフリーダイヤルにて承ります。
いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

デイリーサポート

暮らしに関する無料相談サービス

介護・健康に関するご相談から暮らしのインフォメーションまで、あなたのデイリーライフをバックアップします。お気軽にご利用ください。* 1

●内容

- ①身の回りの法律に関するご相談* 2
- ②身の回りの税金に関するご相談* 2
- ③介護保険制度やケアプランについてのご相談、各種介護関連事業者のご案内等介護全般に関わること
- ④看護師による健康についてのご相談
- ⑤公的年金等の社会保険に関するご相談* 2
- ⑥グルメ・レジャー・冠婚葬祭等暮らしの様々な情報のご提供
- ⑦介護の仕方や介護保険制度、各種介護関連事業者等の介護に関する様々な情報のご提供

●受付時間

- ①③⑤ 平日午前9時～午後5時 ② 平日午後2時～午後4時 ④ 24時間365日
- ⑥ 平日午前10時～午後4時

(※①②③⑤⑥は、いずれも土曜・日曜・祝祭日を除きます。)

●お問い合わせ

- ①②③⑤⑥ フリーダイヤル 0120 - 285 - 110
(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)
- ④ フリーダイヤル 0120 - 262 - 772
(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)
- ⑦ ホームページアドレス <http://www.kaigonw.ne.jp/>

* 1 ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、ご契約者（法人は除きます。）、被保険者（保険の対象となる方をいい、法人は除きます。）、またはご契約者もしくは被保険者の配偶者・同居の親族（以下相談対象者といいます。）に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、相談対象者のうちのいずれかの方からの直接の相談に限ります。

* 2 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに時間を必要とする場合があります。

※各サービスは、弊社提携会社を通じてご提供します。

※サービスメニューは、予告なく変更となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了承ください。

※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「証券番号」「ご連絡先」等を確認させていただきますのでご了承ください。

特約正式名称

略 称	特約正式名称	掲載ページ
後遺障害追加	後遺障害保険金の追加支払に関する特約	23
賠償責任担保	交通事故傷害保険賠償責任危険担保特約	23
臨時費用担保	臨時費用担保特約	27
死亡・後遺障害のみ	死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	28
死亡・後遺、入院のみ	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	28
分割払(個人)	交通事故傷害保険保険料分割払特約(一般用)	28
自動継続	保険契約の継続に関する特約(交通事故傷害保険用)	29
一時払支払猶予	交通事故傷害保険保険料支払に関する特約	31
分割払(団体)	交通事故傷害保険保険料分割払特約	31
(略称なし)	訴訟の提起に関する特約	32
法人特約	法人契約特約	32
就業中のみ担保	就業中のみ危険担保特約	33
就業中不担保	就業中の危険不担保特約	33
入院日数延長365日	入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(365日用)	33
入院日数延長730日	入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(730日用)	33
共通団体	共通団体交通事故傷害保険特約	33
包括(毎月報告・毎月精算)	包括契約に関する特約(毎月報告・毎月精算用)	34
包括(毎月報告・一括精算)	包括契約に関する特約(毎月報告・一括精算用)	35
共同保険特約	共同保険に関する特約	36
初回保険料口座振替	初回保険料の口座振替に関する特約(継続契約用)	36
条件付戦争危険免責一部修正*	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	37
入院支払日数変更(30日)	入院保険金および手術保険金支払日数変更特約	37
通院支払限度日数変更(30日)	通院保険金支払限度日数変更特約	38

* 保険証券上に表示がない場合でもこの特約が自動的にセットされます。

この「ご契約のしおり」は、既に販売を停止した特約も掲載されております。



TOKIO MARINE
NICHIDO

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



0120-868-100

受付時間：午前9時～午後8時（平日、土日祝とも）